

発電所敷地境界線量低減 12月時点の状況報告

中長期ロードマップにおいて、発電所全体からの線量評価として、新たに放出される放射性物質及び事故後に発生した放射性廃棄物からの放射線による敷地境界における年間被ばく線量を平成 25 年 3 月末において年間 1mSv 未満とすることを目標としている。12月時点の線量評価結果等は、以下のとおり。

○12月時点の線量評価結果

12月時点の敷地境界における線量を評価した結果、敷地境界線量は最大で約 9.86mSv/年となった。(表 1 参照)

気体廃棄物 約 0.03mSv/年 (追加的放出量の評価結果に同じ)

固体廃棄物 約 9.83mSv/年

(「施設運営計画に係る報告書(その3)(改訂)」を基に実態を反映)

合計 約 9.86mSv/年

※液体廃棄物を放出していない状況を考慮。

○平成 25 年 3 月時点の線量評価結果

平成 25 年 3 月時点の敷地境界線量は最大で約 0.72mSv/年(「特定原子力施設に係る実施計画」を基に算出)となり、目標である年間 1mSv 未満を達成できるものとする。(表 1 参照)

気体廃棄物 約 0.03mSv/年

固体廃棄物 約 0.69mSv/年

合計 約 0.72mSv/年

※液体廃棄物を放出していないと仮定。

○設計値

現在、計画している施設等の設計等より評価した敷地境界線量は、最大で約 0.96mSv/年(「特定原子力施設に係る実施計画」に記載)である。(表 1 参照)

気体廃棄物 約 0.03mSv/年

液体廃棄物 約 0.21mSv/年

固体廃棄物 約 0.72mSv/年

合計 約 0.96mSv/年

○9月時点からの主な変更点

・一時保管エリア A

9月時点では、H24年度内に一時保管エリア A の瓦礫等を覆土式一時保管施設 1/2/3/4 槽へ移動予定であったが、12月時点では、H24年度内に一時保管エリア A の瓦礫等を覆土式一時保管施設 1/2 槽へ移動、および一時保管エリア A に残留する瓦礫等について土嚢等による仮遮へいを設置し、H25年度以降、残留した瓦礫等を覆土式一時保管施設 3/4 槽へ移動する計画に変更した。

・一時保管エリア L

9月時点では、H24年度内に覆土式一時保管施設 1/2/3/4 槽への瓦礫等の受入れ・覆土を実施予定であったが、12月時点では、H24年度内に覆土式一時保管施設 1/2 槽への瓦礫等の受入れ・覆土を実施、および H25年度以降、覆土式一時保管施設 3/4 槽への瓦礫等の受入れ・覆土を実施する計画に変更した。

・一時保管エリア P2/Q

9月時点では、H24年度内に一時保管エリア B の瓦礫等を一時保管エリア P2 または Q に移動予定であったが、12月時点では、H24年度内に一時保管エリア B の瓦礫等を一時保管エリア Q に移動する計画に変更した。

以上

